

「環境 6 基準適合ウレタンゴム系防水材料自主規制」

表示申請登録実施要領

2016 年 8 月 18 日制定

日本ウレタン建材工業会  
表示申請登録委員会

## 1. 概 要

改正された労働安全衛生関係法令（厚生労働省）では、平成 26 年 11 月 1 日より、クロロホルムほか 9 物質（クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトンの計 10 物質）が有機溶剤中毒予防規則（有機則）から特定化学物質障害予防規則（特化則）に移行し、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパンを含めた 12 物質が特別有機溶剤に定められた。一方、建築基準法関係法令（国土交通省）で定めるホルムアルデヒド、厚生労働省の「VOC 及び総 VOC の室内濃度の指針」で指定している 13 物質、労働基準法女性労働基準規則（厚生労働省）で定める 26 物質、学校環境衛生基準（文部科学省）で定める 6 物質と、化学物質をめぐる規制は厳しさを増している。

このような化学物質を取り巻く状況に対し、日本ウレタン建材工業会では、以下の環境基準を「環境 6 基準」と呼び、これのすべてに適合するウレタンゴム系防水材料に対して「環境 6 基準適合」の表示を行う制度を発足させる。

- ① 国土交通省：建築基準法／同施行令に定める物質：ホルムアルデヒド
- ② 厚生労働省：「VOC 及び総 VOC の室内濃度の指針」の対象 VOC：13 物質
- ③ 厚生労働省：有機溶剤中毒予防規則に定める有機溶剤：44 物質
- ④ 厚生労働省：特定化学物質障害予防規則に定める特別有機溶剤：12 物質
- ⑤ 厚生労働省：女性労働基準規則に定める化学物質：26 物質
- ⑥ 文部科学省：学校環境衛生基準に定める化学物質：6 物質

## 2. 目 的

日本ウレタン建材工業会（以下 NUK）が、環境 6 基準適合の自主表示に関する承認審査及び表示申請登録業務を実施するための表示申請登録実施要領を制定する。

## 3. 基 準

表示申請登録基準は、環境 6 基準で定める化学物質について、各々の基準で定められた基準値を満たすこととする。

- (1) ホルムアルデヒド
  - ① 「ホルムアルデヒド自主規制」表示申請登録実施要領：3.基準に拠る。
- (2) トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン
  - ① 「VOC（揮発性有機化合物）自主規制」表示申請登録実施要領：3.基準に拠る。
- (3) 厚生労働省「VOC 及び総 VOC の室内濃度の指針」対象化学物質 [(1),(2)を除く]
  - ① 「環境 6 基準適合認定基準」に拠る。
- (4) 有機溶剤中毒予防規則に定める有機溶剤 [(2)を除く]

- ①「環境 6 基準適合認定基準」に拠る。
- (4) 特定化学物質障害予防規則に定める特別有機溶剤 [(2)を除く]
  - ①「環境 6 基準適合認定基準」に拠る。
- (5) 女性労働基準規則に定める化学物質 [(1),(2)を除く]
  - ①「環境 6 基準適合認定基準」に拠る。
- (6) 学校環境衛生基準に定める化学物質 [(1),(2)を除く]
  - ①「環境 6 基準適合認定基準」に拠る。

#### 4. 適用範囲

本実施要領は、NUK 会員が製造・販売するウレタンゴム系防水材に適用する。  
NUK に申請し、表示申請登録が認められた製品に、「NUK-環境 6 基準適合」マークを表示できることとする。

#### 5. 表示マーク「NUK-環境 6 基準適合」の表示

- (1) 表示マークの使用範囲は以下の通りとする。
  - ①表示申請登録された製品への表示
  - ②表示申請登録製品が記述されたカタログへの表示NUK（自主認定機関）で申請登録したことを明確に記載する。
- (2) 表示マークの有効期限
  - ①原則として表示マークの有効期限は、申請登録日から 5 年または上市期間のいずれか短い期間とする。
  - ②継続登録及び登録廃止する製品については、「継続登録及び登録廃止申請書」に必要事項を記入し NUK に提出する。なお、継続登録手続は、原則として有効期限から 6 ヶ月以内に行うものとする。（NUK 事務局から事前に登録申請者に連絡をする）
  - ③NUK は、提出された「継続登録及び登録廃止申請書」の確認を行い、表示マークの継続登録及び登録廃止の審査を行う。
  - ④審査結果より承認された製品について、この申請書をもって継続登録される。
  - ⑤登録廃止については、原則として「継続登録及び登録廃止申請書」の提出をもって廃止とする。但し、提出されない場合は登録廃止とみなす。
  - ⑥表示マークの登録廃止製品については、申請者の責任のもとですみやかに取り消し作業を行うものとする。
- (3) 表示項目
  - ①表示申請登録団体名：日本ウレタン建材工業会（表示は任意とする）
  - ②表示申請登録番号：NUK-6S〇〇〇〇〇

③環境 6 基準自主規制表示：「NUK-環境 6 基準適合」

(4) 表示マークの様式及び大きさ

表示マークの様式，大きさ，文字のサイズ，位置等は特に定めないが，表示項目

①～③を他の自主規制団体等の誤解を生じないように明確に記載する。

## **6. 他制度との同時申請**

(1) 本制度の基準を満たすウレタンゴム系防水材が，NUK の他の制度（当該制度）の審査基準を満たす場合は，本制度への申請と同時に当該制度への申請を行うことができる。

(2) (1)における「NUK の他の制度」とは，以下の制度をいう。

①「ホルムアルデヒド自主規制」表示申請登録制度（ホルム制度）

②「VOC（揮発性有機化合物）自主規制」表示申請登録制度（VOC 制度）

## **7. 審査委員の構成**

(1) 表示申請登録品の審査を行なうため，表示申請登録委員会を設置する。

(2) 表示申請登録委員会は，工業会の中から技術委員長・技術副委員長・広報委員長を含め計 3 名により構成され，審査委員長は技術委員長とする。

## **8. 表示申請登録委員会の開催**

(1) 表示申請登録を受けようとする NUK 会員が製造・販売しているウレタンゴム系防水材の「NUK-環境 6 基準適合」表示申請書類を NUK に提出する。

(2) NUK は，所定の申請書類が揃っていることを確認し，審査委員長に連絡する。審査委員長は，表示申請登録委員会を開催する。

(3) 表示申請登録委員会は，全委員の出席により成立する。

(4) ただし，審査委員長の承認により書類の送付確認による持ちまわり開催を認める。

## **9. 表示申請登録業務及び審査**

(1) 表示申請登録委員会は，表示申請登録基準に基づいて申請書類の承認審査を行う。

(2) 審査は，一製品ごとに行われ，承認されれば個々に申請登録される。

(3) 審査判定は，表示申請登録委員会で全員一致による。但し，結果については別途理事会へ報告する。

(4) 承認審査された場合は，NUK から「環境 6 基準自主規制表示登録書」を表示申請登録依頼者に送付する。

## **10. 表示申請登録依頼の手順**

(1) 表示申請登録を依頼する会員は、以下の申請書類を NUK に提出する。

- ①環境 6 基準自主規制表示登録申請書
- ②環境 6 基準自主規制表示登録遵守確認書
- ③GHS 対応 安全データシート (SDS)

【2 成分形防水材料の場合は、各成分の SDS】

(2) 表示申請登録費用

申請者は、「表示申請登録」、「継続登録」、「再審査」にかかる費用を NUK に納付する。

- ①本制度への申請時に、ホルム制度及びVOC制度への申請を同時に行う場合は、当該制度の表示申請登録費を減免する。なお、当該制度における継続登録費ならびに再審査費は、各制度の定めるところとする。
- ②本制度へ申請するウレタンゴム系防水材料が、「環境対応型ウレタン防水材料システム」認定制度、ホルム制度および VOC 制度のいずれかに既登録の場合は、本制度の登録費を減免する。
- ③本制度の表示申請登録費・継続登録費・再審査費ならびに本制度と同時申請する 6.(2)に定める NUK の他の制度の表示申請登録費を以下に示す。

申請内容		表示申請登録費		
		本制度	ホルム制度	VOC 制度
A	新規申請・登録品	20,000 円	無料	無料
B	環境対応型システム認定品	5,000 円	無料	無料
C	ホルムアルデヒド登録品	15,000 円	—	無料
D	VOC 登録品	15,000 円	無料	—
E	ホルムアルデヒド, VOC 登録品	10,000 円	—	—
		継続登録費 再審査費		
A~E 共通		3,000 円		

#### 11. 表示申請登録基準の見直し

(1) 表示申請登録委員会は、以下の項目を考慮し、1 回／年以上、表示申請登録基準の見直しを行う。

- ①最新の知見
- ②法令による要求事項

(2) 表示申請登録基準の改定は、理事会の承認による。

## **12. 表示申請登録の再審査**

表示審査登録委員会は、以下の項目について表示申請登録の再審査を行う。

### **12.1. 表示申請登録基準に対する遵守事項違反**

- (1) NUK は、表示申請登録された製品について、表示認定登録基準で定める遵守事項に違反する事実を知った場合、理事会の承認を経て表示申請登録委員会に調査を依頼する。
- (2) 表示申請登録委員会は、客観的証拠により遵守事項違反の有無を判定し、「環境 6 基準自主規制表示登録書」により当該製品の表示申請登録者に報告する。
- (3) 表示申請登録委員会において表示申請登録の取消しの判定がなされた場合は、当該製品の表示申請登録者は「環境 6 基準自主規制表示登録書」を NUK に返還し、「NUK-環境 6 基準適合」マークの使用を停止する。

### **12.2. 表示申請登録実施要領の改定**

- (1) 表示申請登録実施要領の改定が行われた場合、NUK は改定内容を工業会の会員へ連絡及びホームページに掲載する。また、表示申請登録者については、改定内容に応じて書類の再提出を依頼する。
- (2) 書類の再提出を依頼された当該製品の表示申請登録者は、改定内容に沿った書類を NUK に提出する。
- (3) 再提出のあった書類を受領した NUK は、表示申請登録委員会に承認審査を依頼する。
- (4) 表示申請登録委員会は、改定された表示申請登録実施要領に基づいて再審査を行なう。
- (5) 審査結果は、「環境 6 基準自主規制表示登録書」により、NUK を通じて当該製品の表示申請登録依頼者に通知される。
- (6) 通達により書類の再提出がない場合は、表示申請登録が取り消される。

### **12.3. 会社名、商品名、配合処方等の変更**

- (1) 表示申請登録商品の会社名、商品名、配合処方等の変更が行われた場合、表示申請登録者は改定内容に応じた再審査依頼書類を NUK に提出する。
- (2) 再審査依頼書類を受領した NUK は、表示申請登録委員会に承認審査を依頼する。
- (3) 表示申請登録委員会は、表示申請登録実施要領に基づいて再審査を行なう。
- (4) 審査結果は、所定の書類により、NUK を通じて当該製品の表示申請登録依頼者に通知される。

### **12.4. 再審査登録の有効期間**

再審査登録された商品の登録有効期間は、対象既登録商品に対する登録期間の残余

期間とする。

#### 12.5. 表示申請登録者の責務

表示申請登録の許可を受けた者は、表示に関する責務に注意を払い、故意または、過失により表示に対する違反が発生した場合は、一切の責任は申請者が負い、日本ウレタン建材工業会は責任を負わない。

#### 13. 表示登録証明書の発行

(1) 表示申請登録の許可を受けた者は、表示申請登録した製品の内より任意の製品を選択して、「環境 6 基準自主規制表示登録証明書」の発行を、NUK に対して申請することができる。

(2) 表示登録証明書の発行を依頼する会員及び非会員は、以下の申請書類を NUK に提出する。

①環境 6 基準自主規制表示登録証明書発行申請書

(3) NUK は、表示申請登録状況を確認し、登録番号及び有効期限を明示した「環境 6 基準自主規制表示登録証明書」を発行する。

(4) 表示登録証明書発行費用

申請者は、「発行」にかかる費用を NUK に納付する。

	発行費
会員 (証明書 1 枚につき)	1,000 円

#### 14. 要領の改定

本要領の改定は、理事会の承認による。